宍粟市立総合教育センター条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第3号

宍粟市立総合教育センター条例

(設置)

第1条 本市における幼児教育及び義務教育の総合的な振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、宍粟市立総合教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宍粟市立総合教育センター

位置 宍粟市波賀町安賀232番地1

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 教育に関する調査及び研究並びにそれらの成果の普及に関すること。
  - (2) 教育関係職員及び保育関係職員の研修に関すること。
  - (3) 教科書その他教育に関する資料の収集及び活用に関すること。
  - (4) 教育相談及び教育支援に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(職員)

第4条 センターに、所長その他教育又は保育に関する知識を有する専門的な職員を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (宍粟市教育研修所条例の廃止)
- 2 宍粟市教育研修所条例(平成18年宍粟市条例第8号)は、廃止する。